

第 6721 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 7月 12日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 特定の美術品と相続税の納税猶予

Q : 特定の美術品を有している場合は、相続税の納税猶予の適用があるとか。どのような内容なのですか？

A : 次のような内容です。

【解説】

お尋ねは、被相続人で寄託先美術館の設置者と特定美術品の寄託契約を締結し、認定保存活用計画に基づきその特定美術品をその寄託先美術館の設置者に寄託していた者から相続又は遺贈によりその特定美術品を取得した一定の相続人(寄託相続人)が、その特定美術品の寄託先美術館の設置者へ寄託を継続する場合は、その寄託相続人が納付すべき相続税額のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、寄託相続人の死亡等により、納税が猶予されている相続税の納付が免除されるという制度です。

この制度の対象になる特定美術品とは、認定保存活用計画に記載された次のものをいいます。

- ・重要文化財として指定された絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産
- ・登録有形文化財(建造物を除く)のうち、世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの

なお、ここでいう認定保存活用計画とは、文化財保護法に規定する認定重要文化財保存活用計画又は認定登録有形文化財保存活用計画をいいます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】